

ジャパングジュエリーCAD 協会会員規定

[目 的]

第1条

この規定は、ジャパングジュエリーCAD 協会（以下、「協会」という。）の会員（以下、「会員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条

会員の種別及び資格を次のとおりとする。

1. 正会員

(1) 三次元機器を使用した宝飾品企画・製作業務（三次元 CAD によるデータ作成及び造形出力等）に関し、2年以上実務として従事している者

(2) 三次元機器を使用した宝飾品企画・製作（三次元 CAD によるデータ作成及び造形出力等）の教育に関し、2年以上携わっている者

(3) その他、前各号に規定する資格と同等の資格を有すると判断できる者

2. 賛助会員

三次元機器を使用した宝飾品企画・製作業務（三次元 CAD によるデータ作成及び造形出力等）に関心を有する法人、団体及び個人で賛助会費を負担するもの

[入会の手続]

第3条

正会員になろうとする者は、理事及び正会員各1名づつまたは正会員2名の推薦を得て本会所定の様式の入会申込書を提出しなければならない。

2. 本会の賛助会員になろうとするものは、本会所定の様式の入会申込書を提出しなければならない。

3. 入会申込書は事務局において受理し、その都度理事会に提出する。

4. 退会した者が再入会を申し出る場合、退会后3年を経過するとともに、正会員1名の推薦を得て再度入会申込書を提出するものとする。

[審 査]

第4条

理事会は、前条の規定により提出された入会申込書を第 2 条に照らし審査するものとする。

2. 審査結果は申請者に速やかに通知するものとする。

[正会員の資格取得]

第 5 条

理事会から入会承認の通知を受けた正会員は、通知の到達した日から 1 ヶ月以内に入会金及び会費を納付しなければならない。

2. 正会員は、前項の規定に基づき入会金及び会費を納付した日から会員資格を取得する。

[正会員の入会金及び会費]

第 6 条

正会員の入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 10,000 円
- (2) 会費（年額）15,000 円
2. 会費は前納とする。（原則として振込によるものとし、振込手数料は会員の負担とする）
3. 初年度会費は、第 1 項（2）の会費（年額）の 12 分の 1 に、入会承認のあった月の翌月以降の当該事業年度の残存月数を乗じた金額とする。
4. 当該事業年度途中で退会した者の年会費については返還しない。
5. 体調不良等による休会を認められた会員は、休会期間中の会費を免除する。

[賛助会員の資格取得]

第 7 条

第 4 条に基づき入会承認を受けた賛助会員は、通知の到達した日から 1 ヶ月以内に会費を納付しなければならない。

2. 賛助会員は前項の規定に基づき会費を納付した日から会員資格を有する。

[賛助会員の会費]

第 8 条

賛助会員の会費は次のとおりとする。

会費（年額） 100,000 円

2. 会費は前納とする。（原則として振込によるものとし、振込手数料は会員の負担とする）

[会員の権利]

第9条

会員は次の権利を有し、その権利はその者に帰属する。

- (1) 会員名簿の配布を受けること
- (2) 本会の主催する講演会、研究会、研究会等への優先的参加
- (3) 資産及び会計に関する帳簿等の閲覧

[権利の停止]

第10条

理事会は、当該年度の会費を納入しない会員に対し、会費の納入があるまで、前項各号の権利を停止することができる。

[会員の義務]

第11条

会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 本会則を遵守すること
- (2) 会員の住所・氏名等に変更があったときは速やかに理事会または事務局に届け出ること
- (3) 本会及び所属会員個々の権利に属する著作権及び工業所有権を侵害しないこと
- (4) 本会主催の研修会や共同研究等の場で提示された資料及び情報の秘密を漏らし、または盗用しないこと

[休 会]

第12条

正会員が長期療養を必要とする病気その他のやむを得ない事由がある場合、申し出により相当期間の休会を認めるものとする。

[退会の申出]

第13条

退会の申出をしようとする者は、その旨を記した書面を理事会に提出するものとする。

[会員規定の変更]

第 14 条

本規定の変更は、理事会の議決を経た後に、各会員に報告しなければならない。

施行： 平成 20 年 4 月 22 日